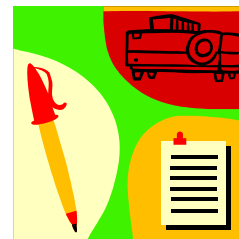


### 『互助会の合併・拡大と税務』



メルマガ通信 102号にて、互助会等（共済会、厚生会なども含む）の平均的な事業像（掛金水準や慶弔給付などの事業内容）や、会員が受け取った祝金や弔慰金の税務取扱についてまとめた。

昨今、企業の合併、M&A、持株会社方式など盛んになり、互助会等もその影響を受けている。具体的には、企業合併に伴い、それぞれの互助会等の合併が増えている。またM&Aや持株会社方式の企業運営によって、親会社の互助会等をグループ内の企業全体にまで加入範囲を広げようという動きがあるが、それぞれに税務取扱を含め課題点が多い。

互助会等の合併における主な課題としては、

互助会費の引上げに対する会員（従業員）の抵抗

それぞれの互助会等が保有していた積立金の合併後互助会等への移管・統合があげられる。

互助会費の引上げへの抵抗に対する対応策は、会費引上げに見合う給付増があることを納得してもらうのが基本である。合併によるスケールメリットの発揮によって、会費据え置きが可能となるケースもある。給付水準を引き下げることによって会費引上げを回避する互助会等もある。

税務上の取扱で課題となるのは積立金の移管・統合である。この場合、互助会等と会社における資金的な独立性の有無がポイントとなる（メルマガ通信 84号を参照）。

独立性のある互助会等とは、会社拠出分の会費を、「会費補助」などの名目で従業員の給与に加給し、従業員の給与から従業員負担分と会社拠出分をまとめて天引きする方法をとるものである。互助会等からみると、給与天引きで会費が入金され、会費負担者は従業員のみとなり、会社と互助会等は資金的に切り離されていることになる。互助会等は「人格のない社団」として、税務上、会社とは別団体として扱われる。会費を財源に給付を会員に支払い、手元に残った会費残額を毎期積み立てたものが互助会等の積立金となる。互助会等の積立金は会社には属さず、従業員（会員）全体のものとなる。

独立性のない互助会等とは、会費の会社拠出分を直接、会社から互助会口座に入金する方法をとるものである。従業員が負担する会費は給与天引きであり、互助会等には従業員の会費と会社の会費が混在することになる。会社の会費が従業員の会費と同等またはそれを上回っているようであれば、資金的に会社と互助会等は一体とみなされ、積立金は会社資産の一部とみなされる。これを「従業員団体」という。

合併する互助会等がいずれも「人格のない社団」であれば、互いの従業員の資産を統合するだけなので、税務上の問題はない。しかし、合併する互助会等のいずれかが、「従業員団体」であれば、積立金の統合は、会社の

資産を「人格のない社団」に寄付したとみなされるか、または「人格のない社団」が保有していた積立金を、会社が寄付を受けたことになる。よって積立金への課税は免れない。これに対する対応策はいくつかあるが、ここでは問題点の指摘にとどめる。

次に、親会社だけが実施していた互助会等を、グループ企業全体に広げ、グループ互助会とする場合の課題としては、

これまで互助会費を負担していなかったグループ会社の会員（従業員）の抵抗  
親会社の会員だけで積み立ててきた積立金がグループ企業の会員を含めた全体での保有となってしまうこと  
への親会社会員の抵抗  
があげられる。

前者については、先述の会費引上げと同様に受益のメリットを納得いただくことになる。この場合は、グループ会社自体も新たに会費の拠出負担が生じることに留意する。

後者は、「今まで先輩と自分たちが積み立てたお金を、なぜグループ会社にまで使わせるのか」などと、親会社従業員から強い抵抗が確実に予想される。

互助会等の積立金に対する権利関係を整理すると、まず「人格のない社団」の場合は、その財産は会員全体の総有に属するものとされ、現会員や会員OBには共有の持分権や分割請求権は有しないとされている（最判昭和32年11月14日民集11巻12号1943頁）。よって互助会等の規約に特別の定めのない限り、各会員が積立金の所有権を持つことはない。「従業員団体」の積立金は、もちろん企業に属するものとされる。

よって、いずれの場合も、親会社の従業員には積立金に関する権利はないが、心理的な抵抗感は強い。よって、実務的にはいくつかの対応策が考えられており、それによって親会社従業員の納得を得なければならない。グループ互助会化には経営的なメリットが多いが税務上は課題が多い。



< 著者プロフィール >

**可児 俊信 氏**

C F P (R)、米国税理士 ( Enrolled Agent )、D C アドバイザー、D C プランナー 1 級

株式会社ベネフィット・ワン ヒューマン・キャピタル研究所 所長

千葉商科大学 会計大学院会計ファイナンス研究科教授

大学で企業福祉を講義するかたわら、企業の福利厚生制度についてコンサルティングを行っている。

新聞、雑誌への寄稿多数。

kani@cuc.ac.jp

**今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。**

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。 TEL 03-3340-4488